

第3部 全体構想編

第1章 都市づくりの目標

1. 将来像

中間市第5次総合計画における将来の都市像は、『豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」』と位置づけられています。また、将来像の実現にむけた方針として4つの将来都市構想が位置づけられています。

本計画においても、最上位計画である総合計画の位置づけを踏襲するものとし、達成すべき将来像として設定します。また、将来像を実現する4つの将来都市構想については、総合計画の基本的な考えを踏まえつつ、本計画で実現すべき方針として設定します。

将来像

豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと 市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」

本計画における将来都市構想

●利便性に富んだコンパクトなまちづくり

・様々な機能が集積することで若い世代、高齢者をはじめみんなが住みよい・住みたくなるまち

●人や地域がつながり多様な交流と活力が生まれるまちづくり

・コンパクトなまちづくりを進める中で、様々な資源や人がつながり地域の魅力や活力を高めるまちづくり

2. 将来目標人口

中間市第5次総合計画では、2033(令和15)年を目標年として、国立社会保障・人口問題研究所が推計する人口34,551人から、各種施策により人口減少率を抑えることで将来目標人口を36,000人に設定しています。

本計画では、2040(令和22)年を目標年次として、総合計画の目標人口を基に算出した32,000人を将来目標人口として設定します。

なお、2020(令和2)年の国勢調査による本市の人口40,362人を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が推計する30年後の2050(令和32)年の人口26,055人を踏まえ、2040(令和22)年の推計定住人口は30,492人となりますが、土地利用のコントロールや都市施設の整備などの施策を展開し人口減少率を抑えることで32,000人を目指します。

将来目標人口

2040（令和22）年の定住人口目標 32,000人

3. 都市づくりの理念

福岡県が策定した北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)では、住民が、安全、快適、豊かで、しかも活力ある都市生活を享受しつつ、人口減少・高齢社会、国際化、情報化、地球環境に配慮した暮らしを実現し、住民の価値観の多様化、都市再生や地方分権の流れなど、様々な社会・経済の変化に対応する必要があるとして、5つの基本理念を定めています。

本計画では、この基本理念を踏まえ、将来像の実現にむけた都市づくりにおいて守る共通の考えとして以下のとおり、都市づくりの理念を定めました。

都市づくりの理念

●持続可能な都市づくり

人口減少社会や高齢社会において、必要な都市機能や公共交通が維持され、環境負荷が少なく多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる「持続可能な都市づくり」を進めるため、拠点と公共交通沿線への都市機能の集積を目指します。

また、多様な都市機能を集積することで、まちの多様性、人、産業、情報等が交流するにぎわいのあるまちづくりを目指します。

●環境にやさしいまちづくり

豊かな自然環境の保全に配慮しながら、都市ストックを活用した効率的なまちづくりを進めるとともに、SDGs や DX(デジタルトランスフォーメーション)との連携により環境負荷をおさえた省エネルギー・省資源型のまちづくりを進めることにより、国際的にアピールできる環境都市づくりを目指します。

●連携しあう都市づくり

地域独自の個性を有する自立した都市を目指すなかで、高齢社会や様々な社会情勢の時代を住民一体となって乗り越えていく、人と自然、人と人とがふれあい、支えあう共生の都市を育成するとともに、他都市との交流や連携しあう都市を目指します。

4. 都市づくりの基本目標

都市づくりの理念を前提としつつ、第5次総合計画で掲げる「夢がかなうまち なかま」という将来像の達成にむけ、また本市が抱える課題解決のために、本計画においては、進行しているまちの「高齢化」への対応を進めながら、利便性が高くコンパクトなポテンシャルを活かした住みよいまちを形成し、子どもから大人まで市民が夢や希望を抱ける中間市としての魅力向上が重要と考えます。

そこで、本計画における「都市づくりの基本目標」を以下のように設定します。

【目標①】健康のまちづくり

本市では、人口減少・高齢化が進行しているほか、空家の増加や建物等の老朽化など、「まちの高齢化」が進んでいます。

その中で、市民一人一人が健康に生き生きと暮らせる環境や建物や都市施設の老朽化対策による安心して暮らせる環境の形成を進めます。

そのため、公共空間のユニバーサルデザインや公共交通の充実、市民の健康づくりにつながる徒歩や自転車での回遊性の向上、子育て・福祉・防災など市民同士の支えあいを促進する交流の場を形成するとともに、空家・空き地の活用や都市施設の老朽化対策を進めます。

【目標②】選ばれる住まいづくり

本市は商業・業務・医療・福祉などの様々な生活利便施設や公共交通路線が充実し、「利便性の高い住みよいまち」が形成されています。今後もその利便性を活かし、住み続けたい・住んでみたいと感じる魅力ある住まい環境づくりを進めます。

そのため、都市を支える各種都市基盤の整備推進を図るとともに、防災・防犯による安全・安心なまちづくりを進めます。また、現在のコンパクトで利便性の高い都市構造の維持・充実を図り、周辺の自然環境と調和した暮らしやすい住環境の整備を図ります。

【目標③】関係人口を増やす魅力づくり

遠賀川を基調とした自然、世界文化遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室をはじめとして培われてきた有形・無形の文化、近隣都市とのつながりの強さなど、本市が持つ個性や魅力を維持・発展させるとともに、公共施設の再編を好機とした新たな魅力の創出により、都市のにぎわいづくりを進め、「夢がかなうまち」の実現につなげます。

そのため、本市全体の生活利便を支えるだけでなく、多世代・多様な関係人口の増加につながる魅力的で求心力のある拠点の形成を図ります。また、遠賀川や垣生公園などの自然環境を活用した市民の交流・余暇活動の促進、近隣都市との相互連携により、魅力ある都市づくりを進めます。

第5次中間市総合計画
将来像 豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」 将来都市構想 ①「なかま」の魅力を向上 ②若い世代の流入と住民の定着による地域資源の増加 ③地域力を高める ④持続可能なまちをつくる
北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)
都市づくりの理念 【理念①】持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる都市づくり 【理念②】産業の多様化、交流の活発化による、にぎわいと活力のあるまちをつくる 【理念③】自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める 【理念④】多様な主体が参画するまちづくり 【理念⑤】自立し、共生し、連携しあう都市をつくる

都市計画マスタープランの総合的・重点的な課題
いかに「まちの高齢化」に対応するか いかに「利便性の高い住みよいまち」を維持するか いかに「夢がかなうまち」を実現するか

中間市都市計画マスタープラン基本目標
将来像 豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」 ●利便性に富んだコンパクトなまちづくり ●人や地域がつながり多様な交流と活力が生まれるまちづくり
都市づくりの理念 ●持続可能な都市づくり ●環境にやさしいまちづくり ●連携しあう都市づくり
都市づくりの基本目標 【目標①】健康のまちづくり ●公共空間のユニバーサルデザインなどの老朽化対策による安心して暮らせる環境の形成 ●健康づくりにつながる公共交通や徒歩、自転車による回遊性の向上 ●子育て・福祉・防災など市民同士の支えあいを促進する交流の場の形成 【目標②】選ばれる住まいづくり ●本市の都市の利便性を活かし、住み続けたい・住んでみたいと感じる魅力ある住まい環境づくり ●魅力ある住まい環境を支える都市基盤整備や安全・安心なまちづくりの推進 ●コンパクトな都市構造とともに、周辺の自然環境と調和した暮らしやすい住環境の整備 【目標③】関係人口を増やす魅力づくり ●本市の自然、文化など、本市が持つ個性や魅力を活かした多世代・多様な関係人口の増加につながる魅力的で求心力のある拠点の形成 ●新たな魅力の創出による、都市のにぎわいづくりや「夢がかなうまち」の実現 ●近隣都市との相互連携により、魅力ある都市づくりの推進

5. 将来都市構造

都市づくりの目標を実現するために、誘導すべき都市機能や適切な土地利用・都市施設の配置方針など、将来的に実現を目指す基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

都市構造は、以下に示す3つの要素で構成します。

＜都市構造を構成する要素＞

- 都市拠点：都市活動の中心的な場で特性に応じた機能の集積を図る
- 都市軸：都市間交流や拠点のネットワークを担う動線、線形
- ゾーン：主な機能毎に区分した土地のまとまり

5-1. 都市構造の構成要素

(1) 都市拠点

本市の「まちの顔」となる中心地、地域住民の身近な生活利便が集積する場、地域の文化や自然を活かした人々が憩い交流する場、また多くの人々が働く場として、以下の拠点を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
①中心拠点 ■ 都市生活を営む上で核となる地区で、広域交流を促す商業・業務・医療・福祉機能や公益・文化施設等の維持・集積を図り、本市のにぎわいや活力を形成する地区を中心拠点として位置づけます。	○ 筑豊電鉄通谷駅～JR 中間駅間
②地区拠点 ■ 主に周辺住宅地における住民の身近な生活利便性を確保するとともに、公共交通へのアクセス等の向上を図るなど、歩いて暮らせるまちづくりの核となる地区を位置づけます。	○ JR 中間駅周辺 ○ JR 筑前垣生駅周辺 ○ 筑豊電鉄筑豊中間駅周辺 ○ 筑豊電鉄東中間駅周辺
③公益拠点 ■ 誰もがより住みやすい・住みたいと感じる住環境形成にむけて、公共施設の整備や利活用、災害対策の強化を図るとともに、市民への公共サービスの提供拠点、市内外の医療・保健・福祉活動等の拠点となる地区を位置づけます。	○ 市役所周辺 ○ 総合会館(ハピネスなかま)周辺

④自然交流にぎわい拠点 ■ 自然と交流し安らぎや潤いを与える地区を自然交流にぎわい拠点として位置づけます。 ■ 本拠点は、身近な動植物の生息環境の場としての機能を保全します。	○ 垣生公園周辺 ○ 屋島公園周辺 ○ 遠賀川河川敷周辺
⑤生産拠点 ■ 雇用の創出、産業発展を担う地区として、既存の工業団地周辺を生産拠点と位置づけます。 ■ 企業誘致や市内の生産機能の集積誘導に努め、生産性の向上や住宅地とのすみわけにむけて新たな地区を生産拠点として位置づけます。	○ 虫生津工業団地 ○ 五楽工業団地 ○ (仮称)五楽北部工業団地

(2) 都市軸

市外へのアクセス道路、都市間のアクセス道路及び都市環境の向上に資する河川等を中心に都市軸を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
①都市中心軸 ■ 北九州都市圏における広域交流となる中心拠点や公益拠点、また地域生活の中心となる地区拠点を結ぶ軸で、都市の営みを形成する中心軸となります。 ■ 既存商店街や商業・業務・医療・福祉等の都市機能の集積を進める軸で、市民の生活利便性を創出していく軸となります。 ■ 都市中心軸を基軸としながら、地区拠点を連携・交流することで、本市の中心地としてのにぎわいの創出を進めます。	○ (都)御館通谷線の一部 ○ (都)犬王古月線の一部 ○ (都)仮家大膳橋線の一部
②広域都市連携軸 ■ 本市と周辺地域とを結びつけるとともに、広域的な交流を促す役割を担う軸となります。 ■ 周辺での都市機能配置等、本市の都市づくりの主軸としての役割を担う軸(都市中心軸)となります。九州縦貫自動車道や国道3号など高規格幹線道路へのアクセス軸となります。	南北軸 ○ (主)直方水巻線 ○ (主)直方芦屋線 東西軸 ○ (都)犬王古月線

③都市間連携軸 ■ 中心拠点、地区拠点、生産拠点など様々な拠点を結びつけ、市内の日常生活や交流の利便性を高める役割を担う軸となります。 ■ 周辺での都市機能配置等、本市のまちづくりの主軸としての役割を担う軸となります。 ■ 北九州都市圏へのアクセス道路として、また広域都市連携軸の補助幹線としての機能を有します。	○ (都) 仮家大膳橋線 ○ (都) 中間水巻芦屋線 ○ (都) 御館通谷線 ○ (都) 塘ノ内砂山線 ○ (都) 五楽砂山線 ○ (都) 中間水巻線 ○ (都) 上蓮花寺水入線 ○ (都) 通谷道元線 ○ (市) 砂山中底井野線 ○ (市) ニタ股東中牟田線
④自然交流にぎわい軸 ■ 自然や文化とふれあい・交流する場として、また市民・来訪者の健康維持やレクリエーションの場として、安らぎや潤いを与える自然交流にぎわい軸となります。	○ 遠賀川 ○ 遠賀川河川敷
⑤親水交流軸 ■ 市民の身近な憩いの場として、また親水空間の創出や散策路など歩行者動線としての役割を担う軸となります。	○ 新々堀川 ○ 曲川 ○ 笹尾川 ○ 黒川

道路種別凡例

(都)…都市計画道路

(主)…主要地方道

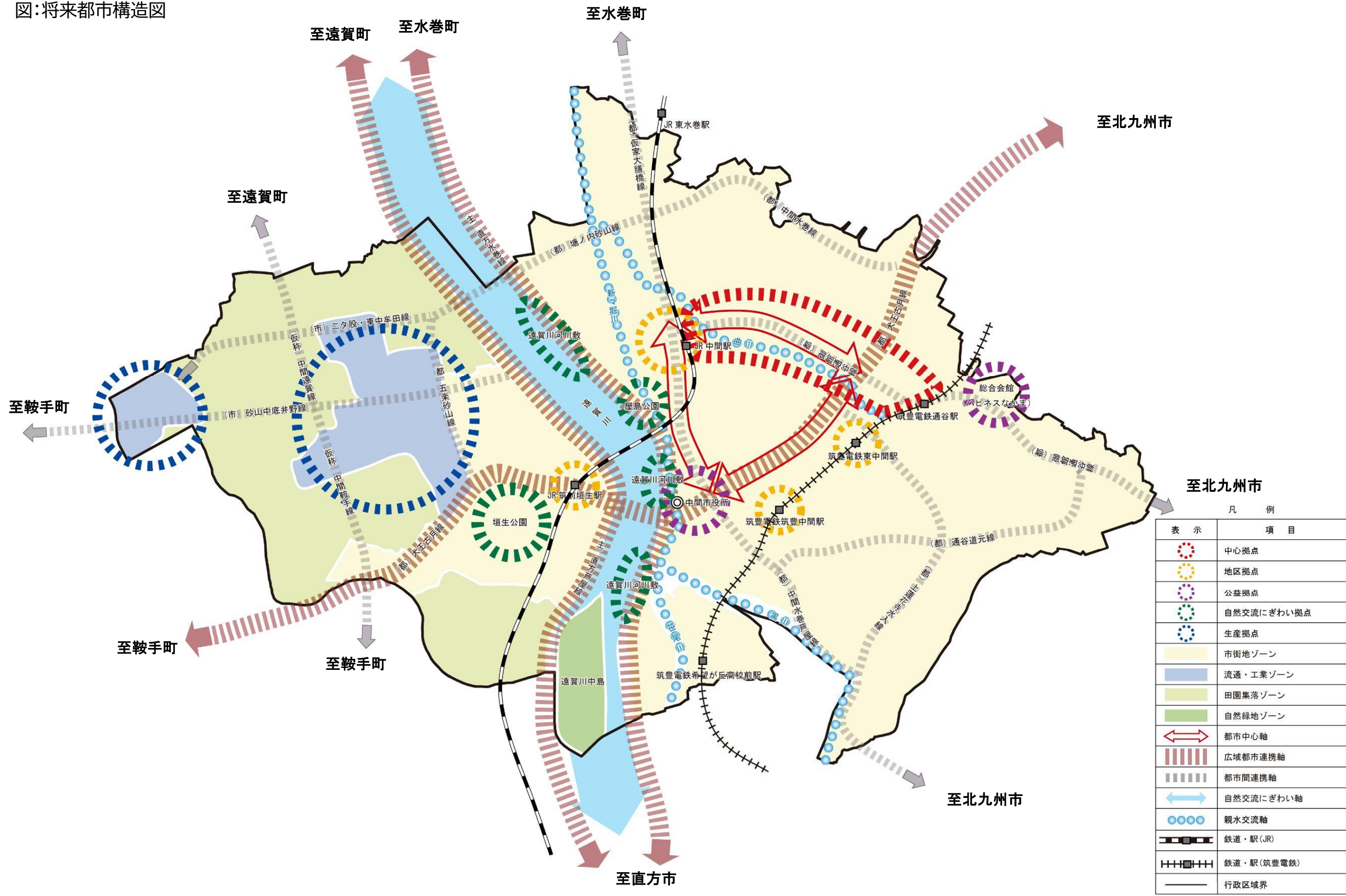
(市)…一般市道

(3) ゾーン

住宅利用、商業利用、工業利用として市街地形成を図る区域、農地・山林などの自然的土地利用を図る区域等、主な機能ごとに区分した土地のまとまりを基にゾーンを設定します。

名称及び機能	配置イメージ
①市街地ゾーン ■ 商業利用や住宅利用などコンパクトで利便性の高い市街地ゾーンを設定します。 ■ 商業系土地利用を図る区域として、中心拠点や公益拠点の周辺で広域交流としての商業・業務集積や医療・福祉・公益・文化施設等の集積を図るゾーンや、既存商店街周辺や都市軸沿いの沿道サービス機能を図るゾーン及び地区住民の生活利便を図るゾーンを設定します。 ■ 住居系土地利用を図る区域として、生活利便が高く快適な居住環境を有する中高層住宅地区や、専用住宅地として落ち着いた生活環境を形成し、緑豊かでゆとりある住宅市街地を有する低層住宅地区など、良好な住宅地を形成するゾーンを設定します。	○ 市街化区域
②流通・工業ゾーン ■ 生産拠点周辺の工業団地について、工業機能を集積するゾーンを設定します。	○ 工業地域
③田園集落ゾーン ■ 良好な営農環境の形成にむけて、優良農地の保全や山林の保全を図るゾーンを設定します。 ■ 周辺の土地利用と調和のとれた良好な環境を備えた比較的低密度の住宅地を形成するゾーンを設定します。	○ 市街化調整区域
④自然緑地ゾーン ■ 遠賀川にある中島で自然環境の保全・活用を図るゾーンを設定します。	○ 遠賀川中島

図:将来都市構造図



第2章 分野別方針

1. 土地利用の方針

1－1. 基本方針

基本方針① 集約型都市構造の形成と歩いて暮らせるまちづくり

高密度で各種機能が集積した市街地特性を活かしながら、既存ストックの有効活用や主要施設への近接性向上など、利便性が高く環境に配慮した効率的・効果的なまちづくりにむけて、中心拠点、公益拠点、地区拠点を中心とした集約型都市構造の形成を目指します。また、都市構造の形成においては、歩いて暮らせるまちづくりを基本として、土地利用の規制・誘導とともに良好な住環境形成にむけた基盤整備の推進と交通環境の充実など、一体的なまちづくりの推進を図ります。

基本方針② 地域の特徴や社会状況に対応した計画的な土地利用の推進

面的整備開発による良好な住環境形成や既存の都市機能の集積を活かしながら、地域の特徴に応じた環境の保全や都市機能の適正配置と強化・充実にむけて、地区計画などの各種法規制を用い、計画的な土地利用の推進を図ります。また、新たな住宅開発や道路整備に伴う都市機能の誘致(沿道開発)においては、将来の都市づくり目標との整合を図り、関係機関との協議・調整を進め、区域区分や用途地域の見直しなどの検討を進めます。

基本方針③ 都市的土地利用と自然的土地利用が調和した適正な土地利用の規制・誘導

遠賀川及び遠賀川西部に広がる田園環境などの豊かな自然と調和のとれたまちを目指し、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、良好な住環境の形成と都市活動の活性化とともに、営農環境の保全を図ります。そのため、区域区分や用途地域に加え、農地法など各種法規制との連携による適正な土地利用を進めます。

1-2. 都市づくりの方針

(1) 拠点の創出

中心拠点

JR 中間駅から筑豊電鉄通谷駅間の中心拠点は、本市の活力・にぎわいの中心地であり、商業施設や公共施設など様々な都市機能が集積しています。

本市の活性化を牽引する拠点として、さらなるにぎわい創出にむけ、様々な都市機能の維持・誘導、公共施設等の統廃合に伴う跡地の有効活用、ハード・ソフトの一体的な事業を検討し、魅力向上を図ります

また、中心拠点の形成にあたっては、歩きやすい空間づくりや交通渋滞対策などアクセスしやすい環境形成を図ります。

地区拠点

JR 中間駅周辺、JR 筑前垣生駅周辺、筑豊電鉄筑豊中間駅周辺、筑豊電鉄東中間駅周辺は、地区住民の身近な生活利便性の確保を図るとともに、駅へのアクセス強化や移動の連続性の確保など、地区の身近な生活拠点としての整備を進めます。

公益拠点

市役所周辺は、行政機能の中心を担うことから、市民への公共サービスの提供や災害対策の強化等を図ります。

総合会館(ハピネスなかま)周辺は、福祉機能の維持・強化や福祉活動・情報の支援・発信にむけた環境整備を図ります。

自然交流にぎわい拠点

垣生公園周辺は、レクリエーションや歴史、農産物などの資源を活用した市内外の交流を促進し、拠点としての整備・充実を図ります。

また、遠賀川河川敷周辺や屋島公園周辺は、市民のスポーツ・健康交流の場の形成や、遠賀川の豊かな水と緑を活用したにぎわいの場の形成を図ります。

また、これらの拠点は、身近な動植物の生息環境として、自然環境の保全を図ります。

生産拠点

本市の雇用の創出、産業の発展を担う五楽・虫生津工業団地は、企業誘致や生産機能の強化を目指し、整備済みの事業所用地の活用促進と(仮称)五楽北部工業団地の整備の検討を図ります。

（２）住居系土地利用の方針（中高層住宅ゾーン、低層住宅ゾーン）

多様な住まい環境の創出

用途地域やその他法規制に基づく適正な土地利用の規制・誘導により、集合住宅や戸建住宅の立地誘導など、地域の特性に応じた住まい環境づくりを進めます。また、集約型都市構造の形成にむけて、住宅とともに多様な機能が集積する利便性の高い住環境の整備を目指します。

特に、中心拠点周辺の中高層住宅ゾーンにおいては、商業・業務施設及び公共・公益施設と調和した比較的高密度な市街地形成を進め、生活利便が高く快適な住環境を有する住宅地形成を進めます。

また、戸建住宅が立地する低層住宅ゾーンにおいては、地域の特徴に合わせて、居住環境の整備・改善を推進し、緑豊かでゆとりある低密度な住宅地としての市街地形成を進めます。

公営住宅については利用実態や需要に応じて、今後その集積や高度利用などの再編を検討し、併せて跡地活用についても検討を進めます。

良好な居住環境の保全・整備

計画的・面的に整備された住宅市街地など良好な住環境が形成されている地区については、地区計画等の活用を図りながら、現在の環境の維持・保全と施設や機能の更新に努めます。

住宅が密集し、狭あい道路が存在するなど防災上課題を有する地区については、市街地整備事業等の検討や道路整備等の計画的な都市基盤整備の実施により、安全で快適な住環境の形成に努めます。

また、良好な住環境の維持にむけて、増加する空家や空き地の適正管理や有効活用、老朽化住宅の建替え促進や安全対策を進めます。

（３）商業系土地利用の方針（商業ゾーン）

中心商業地

広域交流を促進する商業・業務集積がある筑豊電鉄通谷駅から JR 中間駅をつなぐ(都)御館通谷線の一部沿道は、中心拠点としてのにぎわいの創出を図るため、高密度で多様な都市機能の集積にむけた土地利用を進めます。また、交通渋滞対策を行うとともに、歩行者ネットワークの形成やポケットパーク、駐車場、案内板などの整備により回遊性のあるまちづくりの推進や地域の魅力を高める景観の誘導など、本市の中心商業地として一体的な整備を目指します。

沿道商業地

(都)犬王古月線沿道は、地域住民の生活利便性を確保するとともに、広域都市連携軸沿道のロードサイド型店舗の立地誘導を図る地区として、商業・業務・サービス機能の集積を図ります。

(都)仮家大膳橋線沿道は、周辺の住環境との調和を図りながら、地区住民の身近なサービス施設の立地誘導、空き店舗対策や道路整備などを検討し、中心商業地と一体的な整備・誘導を図ります。



(都) 犬王古月線沿道



(都) 仮家大膳橋線沿道

（４）工業系土地利用の方針（工業ゾーン）

工業地

本市の雇用の創出、産業の発展を担う五楽・虫生津工業団地は、企業の移転や誘致の推進による、事業所用地の活用を促進します。なお、五楽工業団地については、企業誘致や生産機能の強化を目指し、(仮称)五楽北部工業団地の整備の検討を進めます。両工業団地は既存集落地や農地と隣接することから、工業団地内において植樹による騒音対策や排水対策を図るなどし、住環境と営農環境に配慮した土地利用の規制・誘導を進めます。

また、岩瀬北部の工業地については、水巻町との調整を図り住居利用を含めた有効な土地活用方策について検討を進めるものとし、社会情勢や市街地動向を捉えつつ、地区に応じた計画的な土地利用の推進を図ります。

（５）自然的土地利用の方針（田園集落ゾーン・自然緑地ゾーン）

農地

遠賀川西部に広がる農地については、本市の食料生産基地として営農環境の維持とともに、人々に潤いや安らぎを与える緑地機能及び自然景観の創出を図ることを目的に、農地法により開発を抑制し、優良農地としての維持・保全を図ります。

集落地については、田園環境を保全しつつ、住環境を整備する地区として、条例、その他法規制との整合を図りながら適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

市街地内に分布する農地については、都市の身近な緑地機能としての特性に配慮しつつ、基盤整備の進行や市街化の動向を踏まえながら、都市的な土地利用の誘導を図ります。



遠賀川西部の農地

緑地

遠賀川及び主要な河川とその河川敷に広がる緑地は、都市の身近な緑地空間として積極的な保全を図ります。特に遠賀川周辺に広がる河川敷については、緑地機能に加え、広場や散策路などレクリエーション機能を活かした整備・保全を図ります。

垣生公園や神社周辺などの緑地についても、都市の身近な緑地空間とともに、防災機能に配慮し、維持・保全に努めます。



遠賀川河川敷

（６）市街化調整区域

市街化調整区域

市街化調整区域内に広がる集落地区については、田園環境を保全しつつ、住環境を整備する地区として、条例、その他法規制との整合を図りながら適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

なお、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区については、農業等との必要な調整を図りつつ、市街化区域への編入を検討します。

また、社会福祉施設、病院、学校等の公共・公益施設は、住みやすく・住み続けられる住まい環境の形成、生活支援や地域コミュニティの形成など、地域住民の身近な生活施設として重要な都市機能となることから、市街化調整区域内でこれら施設の立地検討が進む地区について、上位計画や各種関連計画との整合を図りながら、施設整備にむけた適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

(7) 土地利用の規制・誘導方針

土地利用調整区域(市街化区域拡大検討)

区域区分は、福岡県が策定する「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めるもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、良好な環境の保全を図るための基本となるものです。本市でも明確な区域区分が行われ、適正な土地利用の規制・誘導が進められています。今後も、引き続き市街化区域及び市街化調整区域の区域区分をはじめとし、用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図ります。そのため、新たに市街化が必要な地区については、市街地整備事業等の検討や関係機関との調整を踏まえ各種法規制による一体的な土地利用の規制・誘導を進めます。

(仮称)五楽北部工業団地は、企業誘致の推進における新たな工業地として、市街化区域への編入を検討します。検討においては、周辺環境との調和を図り、地域住民の理解と協力を得ながら進めていくものとします。

垣生地区や蓮花寺ボタ山周辺は、新たな都市活力の創出にむけた都市機能の誘致・整備など、事業者及び関係機関との十分な調整を図りながら計画の進捗状況を踏まえ、周辺環境との調和を図りつつ、市街地整備の見通しが明らかになった段階で、市街化区域への編入を検討するものとします。また、周辺に分布する自然地についても住宅地等に資する土地利用として市街地整備の検討を進めます。ただし、具体的な編入検討段階となるまでの間は、緑地機能の維持とともに、災害対策を推進し、付近住民の安全を確保します。

その他、市街化調整区域において、地域の活性化、良好な市街地形成が必要な地区については、地区計画の検討により調整区域の性格を堅持しつつ、周辺環境と調和した良好な住環境の維持を図ります。

土地利用調整区域(用途地域変更検討)

公共施設や商業施設など都市機能が集積している筑豊電鉄通谷駅とJR中間駅間の(都)御館通谷線の一部沿道は、本市のにぎわいの活力を担う中心拠点として、周辺住宅地などに配慮しながら、商業系用途地域へ変更するなど新たな拠点形成にむけた土地利用の規制・誘導を図ります。

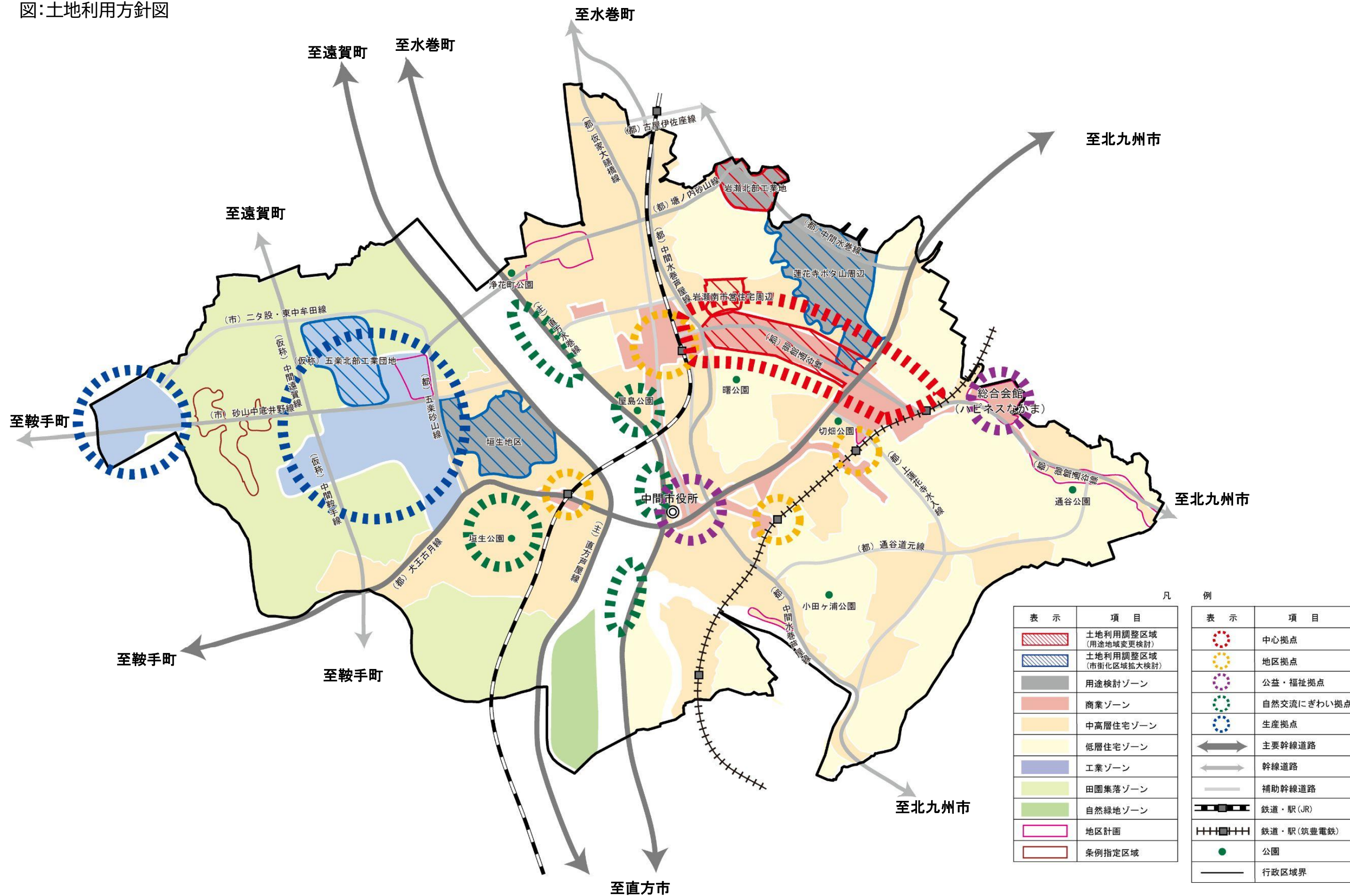
岩瀬南市営住宅周辺については、周辺住宅地などに配慮しながら、土地の高度利用による居住環境の創出にむけた土地利用の規制・誘導を図ります。

都市計画道路の整備が予定される地区周辺については、周辺環境に配慮しながら、沿道特性を活かした複合住宅地としての整備促進など、土地利用の規制・誘導を図ります。

商業ゾーンの一部においては、住宅や地域住民の生活利便に資する機能の集積が主となっており、地区の現状に合わせて住居系用途地域へ変更するなど、用途地域の適正な見直しを図ります。

また、公共施設や学校の統廃合・再編に伴う跡地活用においては、周辺環境に配慮しながら、新たな都市機能の誘導や居住環境の向上にむけた適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

図：土地利用方針図



2. 道路・交通の整備方針

2-1. 基本方針

基本方針① 周辺地域との交流及び都市内の円滑な交通処理にむけた体系的な道路ネットワークの整備

市内外の交通アクセスの強化や交流促進、また災害時の避難、救助や輸送に必要な道路網など、体系的な道路ネットワークの整備を進めます。

基本方針② 公共交通の利便性の向上

広域交通の促進、車に頼らず歩いて暮らせるまちづくりにむけて、公共交通機能の強化を図るとともに、多様な交通の連携を図ることで、利便性の向上を進めます。

基本方針③ 人にやさしい交通環境の整備

歩行者にやさしい交通環境の整備を進めるとともに、回遊性のある歩行者・自転車ネットワークの整備を進めます。

2-2. 都市づくりの方針

(1) 道路の体系的整備の推進

体系的な道路の整備

都市間連携の強化や広域幹線道路(国道)、高速自動車道へアクセスする主要幹線道路をはじめ、都市内の連携・交流を強化する幹線・補助幹線道路の連絡を図ります。特に幹線道路については、交通渋滞対策や生活道路への流入抑制を図り円滑な交通処理を実現するほか、災害時の安全輸送路の確保や延焼遮断帯としての機能に加え、ライフラインが通る都市基盤としての重要な役割を担うことから、連携強化、安全・安心な基盤づくりにむけて一体的な道路整備とその適切な維持管理・長寿命化対策を図ります。

また、道路は都市基盤施設の機能とともに、都市景観としての空間要素や土地利用との連動による様々な都市活動を支えることから、本市の将来都市構造を踏まえながら、それぞれの道路の機能や周辺特性に配慮し、土地利用と一体的な整備・誘導を図ります。

加えて、まちづくりの目標や社会情勢を踏まえながら、都市計画道路の整備、見直しについて検討を進めます。

主要幹線道路の整備

北九州都市圏及び近隣市町との広域交流を促す主要幹線道路の整備・改善を進めます。

本都市圏の中核都市となる北九州市と本市を直結する(都)犬王古月線を東西軸として、また水巻町、芦屋町、直方市、飯塚市や広域幹線道路となる国道3号とを結び、(主)直方水巻線、(主)直方芦屋線を南北軸として、広域ネットワークの形成や交通の円滑化や効率化を図ります。

幹線道路・補助幹線道路の整備

主要幹線道路を補完するとともに、市内の各地域や拠点の交流を促す幹線道路の整備・改善を進めます。

市中心部と小嶺インターチェンジを結び(都)御館通谷線や本市の東西の連携とともに環状道路としての機能を担う、(都)五楽砂山線、(都)塘ノ内砂山線、及び(都)中間水巻線の整備を進めます。また、市街地内の連携や周辺市町を結び(都)中間水巻芦屋線の整備や、遠賀川西部の工業団地へのアクセス性を向上させるとともに東西の幹線軸となる(市)砂山中底井野線、遠賀・中間・鞍手を結び南北の幹線軸となる(仮称)中間遠賀線、(仮称)中間鞍手線の整備・検討を目指します。

また、補助幹線道路は、幹線道路等を補完し、都市内の円滑な交通を図るため整備・改善を進めます。

区画道路・生活道路の整備

地域の主要拠点へアクセスしやすい区画道路・生活道路の整備を進めます。整備においては、道路の性格や幅員に応じて歩道の整備や交通規制等の検討を進めます。特に、緊急車両の通行やスムーズな車両の相互交通ができるよう狭あい道路の改善や歩行者等の通行に配慮した整備を進めます。

※(都)…都市計画道路、(主)…主要地方道、(市)…一般市道

(2) 公共交通の整備・充実

広域交通(鉄道)

広域交通を支える JR 及び筑豊電鉄については、集約型都市構造を支える都市交通の骨格であることから、既存路線の維持を主としながら、利用増進や利便性の向上を目指した整備・運営における施策の充実を図ります。

また、駅周辺へのアクセス道路の整備・改善やユニバーサルデザインに配慮した駅施設の整備・充実に努めます。



JR 中間駅

地域内交通(路線バス・コミュニティバスなど)

交通弱者の移動手段として、また市民の身近な移動手段として路線バスやコミュニティバスなど地域内の公共交通ネットワークの利用促進を図ります。

特に、環境にやさしいまちづくりや歩いて暮らせるまちづくりの推進にむけても、市内を循環するバスは重要な交通手段となることから、バス路線の存続、利用の促進にむけ、地域公共交通計画に基づきコミュニティバスの AI オンデマンド化(需要に応じた運行体系)、MaaS※の導入など施策の充実、支援を図ります。



(国土交通省資料)

※MaaS とは、Mobility as a Service の略称で情報通信技術を用いて、あらゆる公共交通機関を結び付け、効率よく、かつ便利に使えるようにする概念及びシステム。

（３）交通環境の整備・充実

人にやさしい道路空間の確保

段差の解消や歩行空間の確保など、誰もが安全・安心・快適に通行できるユニバーサルデザインに配慮した道路整備を進めます。

また、通過交通の流入抑制、自動車速度の制限にむけた交通規制の検討、交通事故の防止にむけたカラー舗装整備やカーブミラー・防犯灯・案内板等の設置、街路灯のLED化など、歩行者優先の道路整備を進めます。

歩行者・自転車ネットワークの整備

地域内の主要拠点へのアクセスや各拠点間の回遊性・連続性の向上にむけて、人が安心・快適に通行できる歩行者ネットワークの整備を図ります。

歩行者ネットワークの整備においては、遠賀川をはじめとした自然交流にぎわい軸・親水交流軸における親水空間との連続性や沿道の植樹、公園の配置や案内板の設置などを行い、利便性の向上を図りながら、人々の回遊とにぎわいの創出を目指します。

特に市の顔となるような道路については、植栽や道路舗装、デザイン照明等、都市景観に優れた道路整備を進めます。

また、市民のレクリエーションや健康づくりとして遠賀川周辺におけるサイクリングコースの維持・改善や市街地内の自転車レーンの整備など自転車走行空間の充実を図ります。



ポケットパーク



屋根のない博物館

駅周辺等の利便性の確保

乗り換えの利便性の向上など異なる交通の移動の連続性の確保を図るため、駅前広場等の整備を進めます。

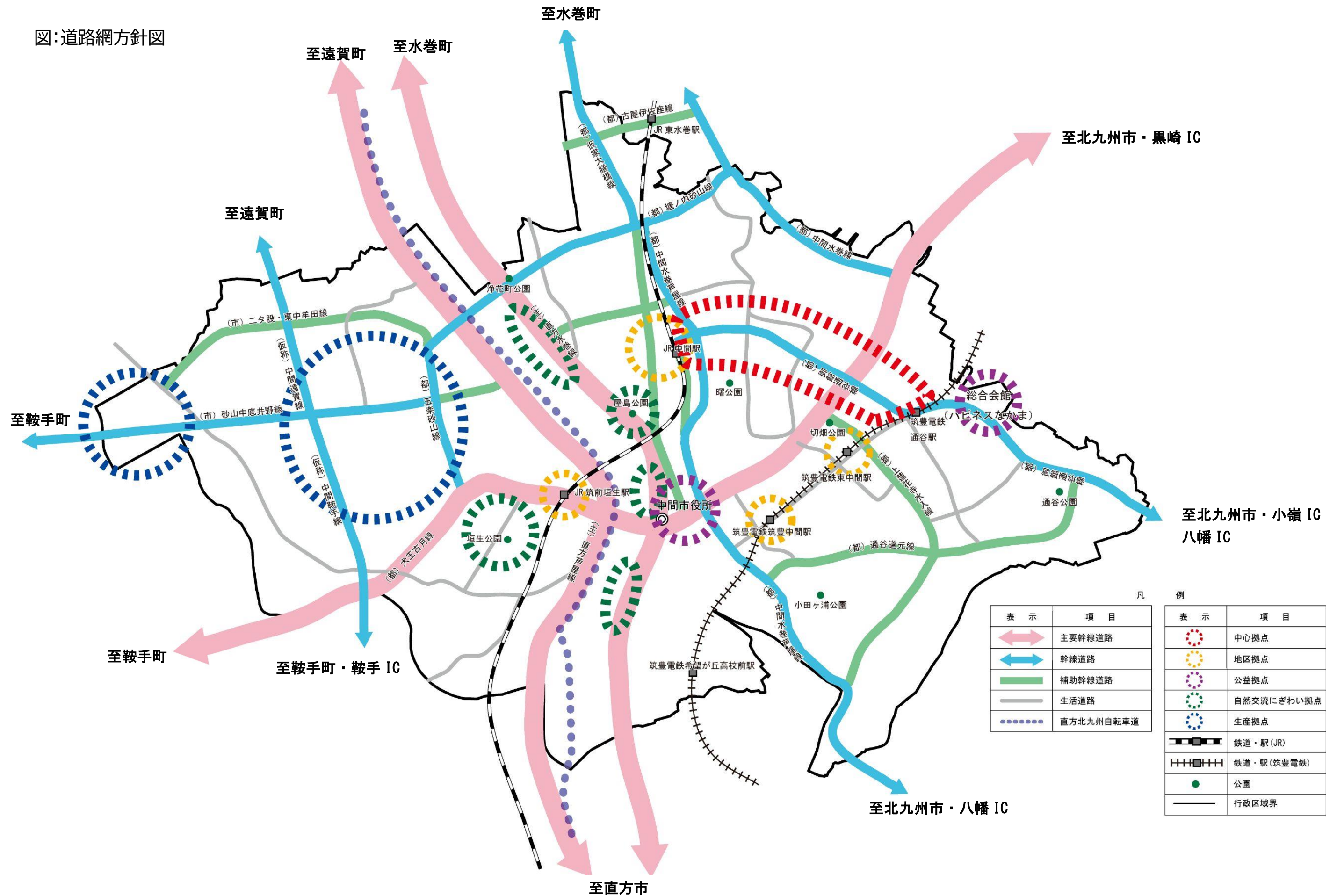
また、駅周辺の訪れやすさの向上や安全・快適な歩行空間の形成にむけて、ユニバーサルデザインや都市景観に配慮した道路整備、駐車場・駐輪場の適正配置と整備に努めます。

まちづくりと一体的な道路整備の推進

道路が都市基盤施設の機能に加え、都市景観としての空間要素や土地利用との連動による様々な都市活動を支えることから、集約型都市構造の形成や徒歩圏を基本とした市街地の広がりにも配慮しながら、まちづくりと一体となった道路整備を進めます。

特に、新規に道路整備を検討する地区周辺は、各種法規制による規制・誘導手法を基に、周辺の適正な土地利用の推進を図ります。

図：道路網方針図



3. 水とみどりの整備方針

3-1. 基本方針

基本方針① 水とみどりを「守り」・「活用する」

本市を縦断する遠賀川をはじめとした良好な自然環境の保全・活用を図ります。

基本方針② みどりを増やし育てる

公園・緑地の適正配置・整備推進と市民と協働による適切な維持管理を図ります。

3-2. 都市づくりの方針

(1) 水とみどりを守り活用する

自然交流にぎわい拠点の整備

自然とのふれあい、レクリエーションやにぎわいを創出する緑地及び親水空間の整備・活用を図ります。

遠賀川は北九州都市圏の海・街・山を結ぶとともに、周辺に広がる農地など豊かな自然環境を創出しています。遠賀川を活用した新たなにぎわいの場を創出することを目的に国、県、市、民間団体等が協力し水辺空間の利活用・維持管理など、かわまちづくりに取り組んでいます。

今後も自然との触れ合いやレクリエーション機能を有する自然交流にぎわい拠点としての維持・整備を図ります。

垣生公園や屋島公園なども、健康づくりや憩いの場としての活用を図るとともに、日常生活に潤いを与えるみどり空間としての拠点整備を進めます。



遠賀川河川敷



垣生公園

緑地等の保全

市街地内のみどり空間の確保にむけて、都市公園や歴史に育まれた緑地など、都市内緑地の保全に努めます。

特にみどりは、市民の住まい環境としての憩いや快適性に加えて、動植物の生息・生育環境の確保や低炭素社会の構築にむけて重要な役割を有することからも、都市内に分布する森林等の緑地の保全を図ります。

また、遠賀川西部に広がる田園環境などの自然緑地については、営農環境の保全や農地の維持・活用とともに自然景観の維持にむけて、生産緑地地区としての保全を進めます。

水とみどりのネットワークの形成

遠賀川やその河川敷の『自然交流にぎわい軸』、曲川、新々堀川及び周辺の親水空間などの『親水交流軸』の自然環境の保全・活用とともに、植樹された道路を『緑の軸』と位置づけ街路樹や植栽等の維持管理を図ります。

また、これらの軸と、親水交流軸や林地・農地など面的に広がる自然環境とあわせて、水とみどりのネットワークづくりを進めます。

特に遠賀川においては、広域的な市町村の連携軸になるとともに、多様な生物の生育・生息環境及び地域住民にとっての貴重な水とみどり空間の機能を有することからも、周辺市町との連携による自然特性の維持・保全や景観創出を図り、資源活用による地域交流を進めます。

また、市街地内の水とみどりの空間整備による快適な住まい環境の創出や、歩道・公園整備、加えて堀川の中間唐戸や近代化産業遺産などの歴史的な特徴を活かした周遊性の高い散策路としての環境整備など、水とみどりと一体的な市街地整備を進めます。



屋根のない博物館



堀川の中間唐戸

(2) みどりを増やし育てる

公園・緑地の整備と適切な維持管理

地域住民の身近な遊び場・みどり空間、また地域の防災空間として、整備目標や誘致圏を踏まえ、適正な公園・緑地の配置整備及び適切な維持管理を図ります。

本市には、6つの都市計画公園が存在し概ね整備は完成した状況ですが、都市公園の誘致圏や市民一人当りの面積基準(10㎡/人以上)からみると、低い水準となっています。そこで、市内に分布する児童遊園地を有効に活用し、都市内緑地の整備や防災に配慮した機能の整備・改善を進めます。また、新たな公園を整備検討する場合は、市街地形成や公園の誘致圏及びみどりの連続性に配慮しながら、検討・整備を進めます。

街並み緑化の推進

公共施設や主要な道路・河川沿道及び駅前広場について、うるおいある生活空間の創出や良好な都市景観の形成にむけた緑化に努めます。

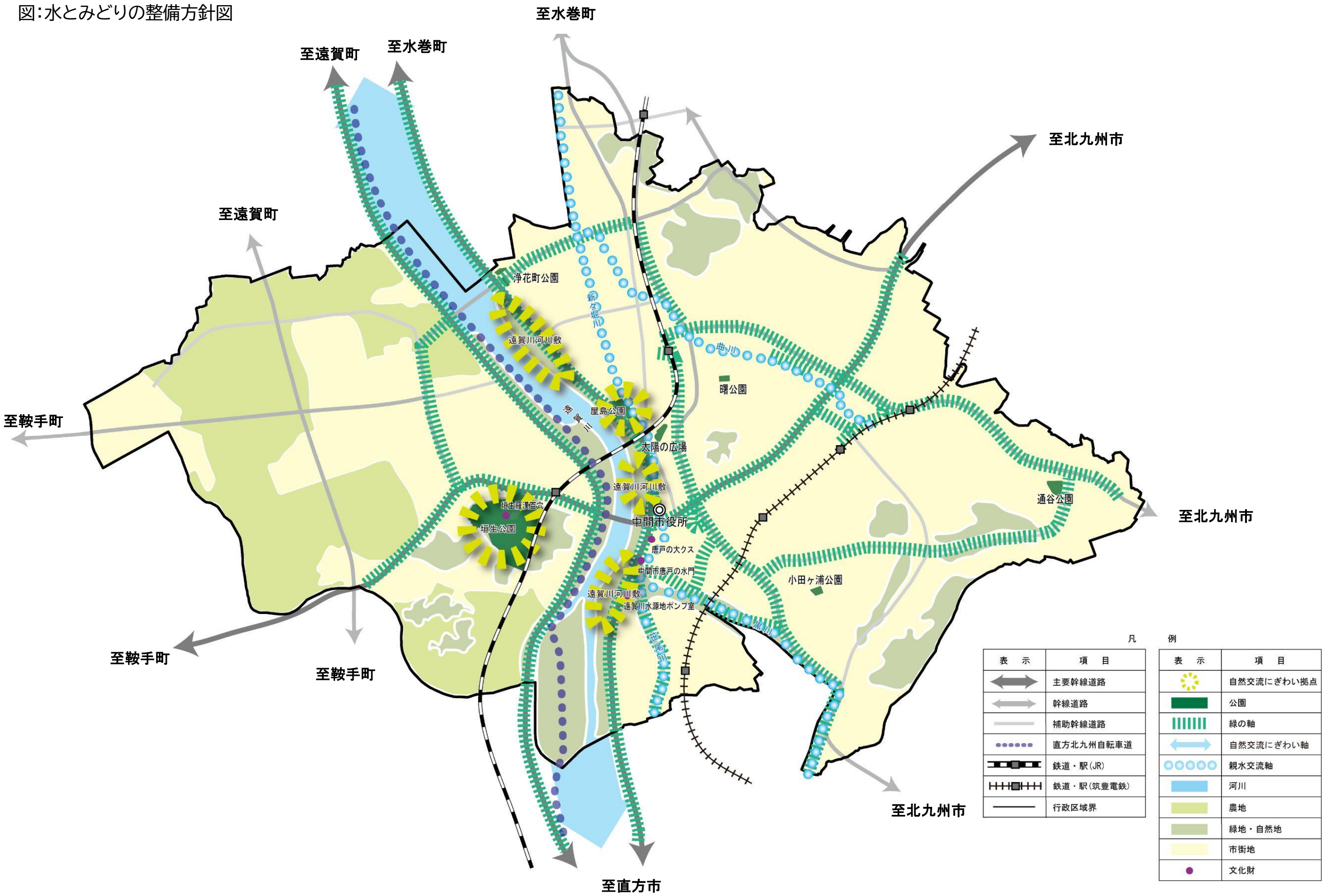
また、民有地においても、みどりある良好な市街地環境の創出にむけて、各種法規制や協定・条例等の活用や導入検討により、行政・市民・事業者の協働による緑の創出を図ります。

みどりの管理と育成

公園・緑の整備や主要な都市施設の整備においては、ワークショップなど地域住民の参加を促し、市民によるみどりの育成・創出を図るとともに、緑の保全を目指します。

また、地域のみどりを守り、育むためのコミュニティづくりとその活動支援に努めます。

図：水とみどりの整備方針図



4. 上下水道の整備方針

4-1. 基本方針

基本方針① 快適な暮らしを支える上下水道整備の推進

河川・水路などの水質保全や公衆衛生の向上による快適な暮らしを支える下水道整備の推進と、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

4-2. 都市づくりの方針

(1) 下水道の整備方針

污水計画

公共下水道事業の計画的な整備を推進し、快適な生活環境を市内全域に拡げることによって河川・水路などの水質改善に努めます。

下水道整備区域内においては、遠賀川下流流域下水道構成市町との連携・調整を図りながら流域下水道の整備を図ります。

整備済みの区域においても、下水管路の老朽が進んでいるところは、その適切な維持管理と長寿命化を図ります。

また、新たな市街地整備の検討区域や道路整備検討区域は、その動向を見ながら污水計画を検討します。

雨水計画

総合的な水環境の保全にむけて、河川改修計画との調整や農業環境との調整を図りながら雨水計画を検討します。

(2) 上水道の整備方針

上水道計画

良質な水道水供給にむけて、配水池・幹線配水管網の耐震化、病原菌対策、高度処理施設の配置及び浄水確保などを総合的に実施します。

水資源の安定供給にむけた、浄配水施設の整備を進めます。

5. 市街地・住環境の整備方針

5-1. 基本方針

基本方針① 計画的な市街地の誘導

地域の特徴や市街化の進行を踏まえ、法規制による計画的な土地利用の推進と新たな市街地整備の誘導を図ります。

基本方針② 良好な住環境の維持・形成

良好な住環境の維持・保全また改善を図るため、地区計画等の検討や公営住宅の改善を図ります。

5-2. 都市づくりの方針

(1) 計画的な市街地整備の推進

土地利用調整区域における市街地整備の検討

市街化区域の拡大検討を行う垣生地区や蓮花寺ボタ山周辺は、社会情勢や市街化動向を踏まえ、市街化編入を図ります。周辺環境との調和を図り、区域区分や用途地域の適正配置による土地利用の規制・誘導と道路や公園・下水道等の基盤整備事業を進めます。

用途地域の変更検討を行う岩瀬北部の工業地は、社会情勢や市街化動向を踏まえ用途地域の見直しを図ります。地区計画等の検討を行い、計画的な宅地開発の促進し、地域の特徴に応じた都市環境の形成を図ります。

また、住宅が密集し、狭あい道路が存在するなど防災上課題を有する地区については、市街地整備事業等の検討を進め、住環境の安全性の確保を図ります。

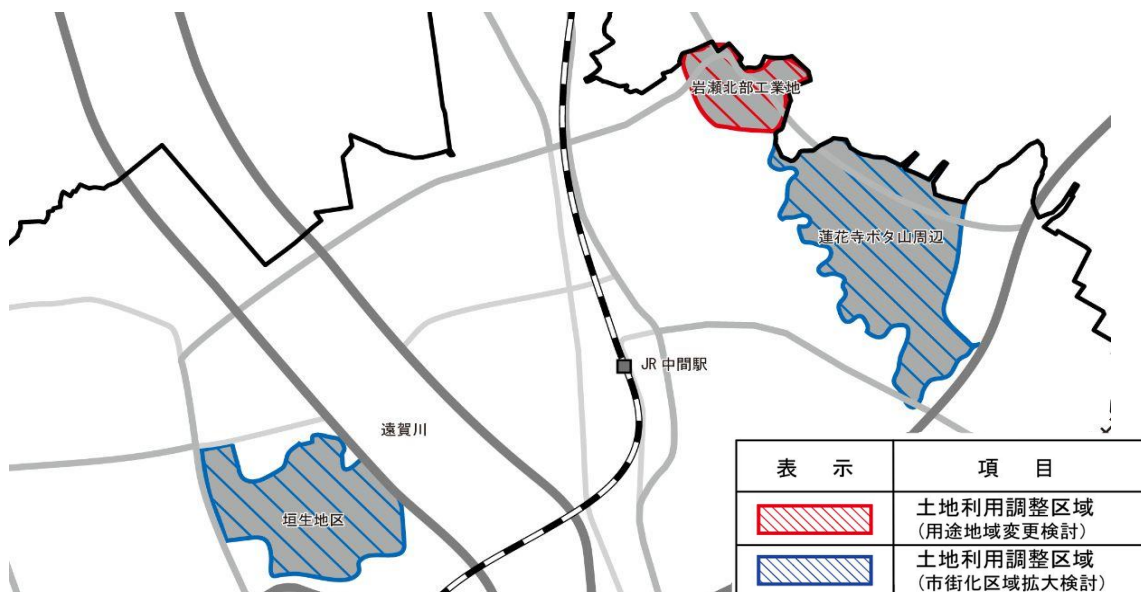


図 市街地整備検討箇所的位置

(2) にぎわい創出にむけた拠点の創出

中心地の再生

JR 中間駅から筑豊電鉄通谷駅間の中心拠点は、商業・業務・医療・福祉・公益・文化施設など様々な都市機能の維持・充実を促進し、さらなるにぎわい創出にむけたハード・ソフトの一体的な事業の検討を図ります。

また、中心地のにぎわい形成にむけて、歩行空間の環境整備や土地の高度利用、道路・緑地空間の活用など官民連携を含めた取組みを検討します。

垣生公園を中心とした遠賀川西部の活性化

歴史や自然、またレクリエーション機能を有する垣生公園周辺において、緑の拠点としての整備・充実を促進するとともに、農産物直売所(新鮮市場さくら館)の活用や地域住民の交流施設の活用により、自然交流、文化交流、人の交流による遠賀川西部のにぎわい創出を図ります。

(3) 良好な住環境の形成

良好な住環境の維持・向上

良好な住環境の維持・向上にむけて、地域住民の意向を踏まえながら、協議・調整を実施し、地区計画など、地域の特徴に応じた規制・誘導方策の推進を図ります。なお、実施においては、地域住民主体のまちづくりを誘導するため、各種支援策を検討します。

住宅供給の促進

公営住宅の住環境の向上と機能改善を進めるとともに、老朽化した施設については、建替えの検討を進めます。

また、良好な住まい環境の創出にむけて、ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備や高齢者・障がいのある人に対応した住宅の整備にむけた支援を図ります。

本市への定住促進にむけて、PR 活動及び補助・支援策の検討を図ります。

空家対策等の実施

空家、空き地等については、空家情報のデータベースの整備や空家バンク制度の積極的な活用の促進、空家等の相談支援の推進により利活用を図ります。

6. 景観形成の整備方針

6－1. 基本方針

基本方針① 遠賀川や歴史的な特徴を活かした自然景観の創出

親水性豊かな遠賀川とその周辺に広がる田園や世界文化遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室など、本市の自然や歴史的な特徴を活かした景観形成を進めます。

基本方針② 良好な住環境の形成やまちの顔となる都市景観の創出

良好な住環境の維持、緑あふれる市街地の形成など、地域の特徴に応じた都市景観の創出を図ります。

基本方針③ 協働による景観づくりの推進

各種法制度を活用しながら、行政・市民・事業者の協働による景観づくりを進めます。

6－2. 都市づくりの方針

(1) 自然・歴史景観の創出

自然景観の創出

遠賀川を基軸として市民に憩い・安らぎを与える自然景観の形成を図ります。

遠賀川は、本市のシンボル性の高い空間として都市骨格となるとともに市民交流、レクリエーション機能を有することからも、河川敷の保全、良好な親水空間として水辺環境の整備を進め、市民が憩い安らぎを感じる自然景観の保全・創出を図ります。

また、遠賀川周辺に広がる遠賀川西部においては、景観法をはじめ各種法制度による適切な維持管理により、見晴らしや眺望としての自然景観の創出を図ります。



遠賀川

歴史景観の創出

遠賀川と洞海湾を結ぶ堀川（新々堀川）は、その歴史性とともに周辺地域とのネットワーク軸となることから、良好な親水空間の創出や散策路としての機能強化、歴史性豊かな景観の維持・創出に努めます。

世界文化遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室に代表される近代化産業遺産などは、本市の歴史を伝える資産として、景観法をはじめ

各種法制度の活用や景観整備地区の指定検討など、周辺景観の保全に努めます。

また、垣生公園に位置する垣生羅漢百穴は、横穴群として歴史性と自然環境を育んでいることから、垣生公園の整備に併せながら、歴史景観の保全を図ります。



垣生羅漢百穴



遠賀川水源地ポンプ室

（２）都市景観の創出

良好な住環境景観の創出

住宅地が密集する市街地や良好な住宅地が形成された地区については、景観法をはじめとした各種法制度や自主条例等を用いて、緑豊かな住宅地の形成など良好な住環境景観の維持・保全に努めます。

また、管理が不十分で景観にも悪影響を及ぼす可能性のある空家について、適正管理や有効活用を図ります。

市の顔となる景観の創出

駅前周辺や主要道路沿道については、屋外広告物の規制や周辺と調和した建築物の規制・誘導にむけて、地区計画等の活用により、魅力的な都市景観の創出を目指します。

特に、多くの人が利用する公共空間については、ランドマークとなる建築物のデザイン誘導やモニュメントの設置、ライトアップ等の演出を行い、人がにぎわう都市景観の創出を図ります。



(都) 御館通谷線

(3) 景観形成の推進

協働による景観づくり

良好な景観形成にむけては、景観形成に対する共通認識を確認し合いながら、市民・事業者・行政など各種団体が連携して取り組むことが必要不可欠です。そこで、各種まちづくりの実施において、景観形成にむけた情報発信や連携・協力の場づくりを進めることで、市民・事業者・行政が一体で取り組む協働による景観づくりを目指します。

市民参加による景観づくり

地域が持つ固有の景観を維持・発展させ、育てていくためには、市民の自主的・継続的な取り組みが重要となります。そのため、道路や公園の整備をはじめとした各種基盤施設の整備において市民ワークショップ等の開催を行い、参加を促し意識の高揚に努めます。また、景観形成の取り組み意識・体制が整った地区においては、地区及び各種まちづくり団体への取り組み支援、サポートを行うなどし、市民主体の景観形成づくりを支援します。

景観ネットワークの形成

主要な幹線道路や歩行者ネットワーク・親水交流軸周辺においては、沿道の植樹・植栽や広告・看板の規制、建築物の高さ規制など、沿道の眺めに配慮した都市景観の創出を図ります。

また、遠賀川、垣生公園、遠賀川水源地ポンプ室、屋根のない博物館など市内に点在する観光資源・景観構成要素については、観光案内板の整備やフットパスルートの環境維持など、その魅力向上と利活用の促進を図ります。

景観施策の推進

良好な景観を創出するためには、景観法やその他法制度による規制・誘導が必要となります。そのため、地域の景観特性や取り組み状況に応じて、計画や条例の見直しを行います。

また、景観づくりにおいては、公共的な観点から地域の景観づくりを牽引することも重要となります。そこで、拠点となる公共空間や地域で親しまれる景観資源については、周辺環境と調和した良好な整備や保全を図り、先導的役割を果たすための景観づくりを進めます。

7. 安全・安心なまちづくりの方針

7-1. 基本方針

基本方針① 災害に強いまちづくりの推進

土地利用、都市施設、市街地整備など各種まちづくりの推進において、一体的な災害対策を進めることで、災害予防及び災害による被害拡大の防止など、災害に強いまちづくりを目指します。

基本方針② 自助・共助・公助による防災力の向上

市民の防災意識を高めるとともに、地域コミュニティを中心としながら、市民・団体(事業者)・行政の協力による防災体制の構築など、ソフト・ハード面から自助・共助・公助の連携による災害対策の推進を図ります。

基本方針③ 交通安全・防犯環境の向上

防災、交通、福祉などの各分野と連携しながら、交通安全や防犯環境の向上にむけたまちづくりを目指します。

基本方針④ 人にやさしいまちづくりの推進

住みよいまち、住み続けられるまちづくりにむけて、各分野と連携しながら、人にやさしいまちづくりを進めます。

7-2. 都市づくりの方針

(1) 災害に強いまちづくりの推進

災害に強い基盤づくり

災害時の避難や輸送、延焼遮断機能を有し、水道など各種ライフラインが通る道路・橋梁については、災害時にもその機能が維持されるよう耐震性の確保を図るとともに、体系的なネットワークを構築することで、防災力の向上を進めます。建物が密集した狭あい道路や避難経路となる生活道路については、延焼遮断機能の向上や緊急車両のスムーズな通行にむけて、適正な道路幅員の確保に努めます。また、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀などは歩行者への危害や緊急車両通行の妨げにならないよう、撤去促進を行います。

災害時の避難地、災害対策拠点となる公園や公共施設については、公園における防災遊具等の設置や公共施設の耐震化など防災力の向上を図ります。

遠賀川をはじめとした主要な河川については、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための河川整備や、被害対象を減少させるための土地利用規制等の対策、被害の軽減や早期復旧・復興のための対策など、河川管理者である国・県による主導のもと流域の市町一体となって総合的な災害対策を図ります。

災害に強い市街地環境の形成

公共施設の耐震・補強を強め、地震に強い施設整備に努めます。また、民間施設についても、耐震化の促進、啓発に努めるものとし、建物の耐震化を図ります。

住宅市街地の安全性の向上にむけては、住宅の耐震診断、耐震改修とともに不燃化の啓発を図ります。また、木造密集市街地においても、市街地整備事業等の検討や都市基盤の整備を図るなど、災害に強い市街地環境の形成に努めます。

(2) 地域防災力の向上

防災体制の確立

災害時の迅速な行動・対策を図るものとして、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク及びなかまコミュニティ無線を活用した、情報ネットワークの整備を進めます。

地域防災力の向上

防災に対する知識、地域住民の相互協力が防災活動において大きな役割を有することからも、防災訓練の実施やハザードマップ等による広報など、防災意識の向上にむけた取組みを進めます。

また、住民の自主的かつ積極的な防災活動の推進にむけて、企業や自治会などによる自主防災組織の拡大を展開します。



中間市ハザードマップ

(3) 交通安全・防犯環境の向上

交通安全対策

街頭キャンペーン、広報・ホームページへの掲載など、交通安全思想の普及にむけた活動を推進するとともに、警察等関係機関との連携を保ちつつ、交通安全運動の充実を図り、交通マナーの改善等、安全なまちづくりを進めます。

見通しの悪い交差点、交通事故多発地点については、カーブミラーなどの交通安全施設や路面表示を行うなど、交通事故の防止を図ります。

防犯環境の向上

防災、交通、福祉など各分野との連携を図りながら、必要な施設の整備や改善を進めることで防犯環境の向上に努めます。

また、夜道の安全性の確保を図るため、防犯灯や防犯カメラの設置、街路灯の LED 化などを進めます。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

人にやさしいまちづくりの推進

住み続けられるまち、住み続けたいと感じるまちづくりにむけて、全ての人々が豊かさを実感できるまちづくりが望まれます。そのため、都市計画においても福祉をはじめとして各分野と連携しながら、都市環境の確保に努めることが必要です。

そこで、各施設の整備における移動の円滑化やユニバーサルデザインの導入、住民同士の交流促進や防犯カメラの設置等による見守り体制の強化など、人にやさしいまちづくりを進めます。